社協のしおり



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会(略称:社協)は、社会福祉法にもとづき地域福祉を推進する民間の非営利団体です。地域に暮らす皆さんとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係機関などの参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「やさしい福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行っています。

会員を募集しています

墨田区社協は区内すべての町会・自治会に「正会員」として加入していただいております。

また、区内の個人、商店、事業所の皆さまから「賛助会員」として支えていただいております。

寄付金をお受けしています

寄<mark>付をす</mark>ることも地域をよくする社会参加のひとつの方法です。 ぜひご協力をお願いいたします。

※社協への会費・寄付は、所得税・法人税の控除が受けられます。

みなさんの地域でも 始めてみませんか 「小地域福祉活動」 「ふれあいサロン」

小地域福祉活動・ふれあいサロン活動

お年寄りや障害のある方、子育て中の方などを含め、地域の誰もが参加でき、みんなで支えあい・助けあう活動です。墨田区ではお互いが顔見知りである町会・自治会を範囲に活動が行われています。

●小地域福祉活動

気になる人への「戸別訪問」や「見守り・声かけ」などの 活動のほか、買い物の手伝いやゴミ出しなどのちょっと した「家事のお手伝い」をしています。

●ふれあいサロン

地域の人が気軽に集まり交流したり、情報交換できる場を提供する活動です。

地域福祉プラットフォーム

地域福祉プラットフォームはだれでも気軽に交流でき、また専門職による相談も受けられる「交流拠点機能+相談機能」の場です。

- ●キラキラ茶家(京島3-49-18)毎週火曜日・木曜日(祝日は除く)午前11時~午後4時
- ●ガランドール(石原4-11-12)毎週月曜日~金曜日(祝日は除く)午前11時~午後4時

おもちゃサロン

障害のあるお子さんも、地域のお子さんも一緒に楽しく 遊べるサロンです。おもちゃをたくさん用意しています。

●すみだおもちゃサロン

毎週金曜日午前10時~午後3時半

- 障害のあるお子さん専用の時間 毎月第1金曜日 午後1時~午後3時半 毎月第3月曜日 午前10時~午後3時半 すみだボランティアセンター(東向島2-17-14)
- ●みどりおもちゃサロン毎月第4水曜日 午前10時~午後3時半みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)

私たちがお手伝いします

地域福祉活動担当

☎03-3614-3900



ボランティア活動を 応援します

「すみだボランティアセンター」

自分にできる ことから 始めてみたい! 第二の人生を いきいきと 過ごしたい! 地域のために 何か役立つ ことをしてみたい!

『すみだボランティアセンター』は、地域の皆さんが自分らしさを生かし、 地域や社会のために活動することを応援しています。

子どもから大人まで、ボランティア活動の 体験・学習の場を提供しています

- ●ボランティア入門講座
- ●手話·点訳·音訳·要約筆記講習会
- ●夏休みを利用した「夏!体験ボランティア」 など

さまざまな団体の活動を支援しています

- ●ボランティアグループの運営の相談
- ●学校のボランティア活動・福祉教育の支援
- ●部屋の貸出し
- ●機材の貸出し
- ●企業の社会貢献活動の支援 など

車いす利用者のための福祉車両 「ハンディキャブ」の貸出し

車いすを利用している方の社会参加や通院などにご利用いただけます。また、この車を運転してくださるボランティアを募集しています。



ボランティア活動についての情報提供、 相談、活動先の紹介を行っています

- ●ボランティア活動に関することなら何でもご相談ください。 初めての方も大歓迎です。
- ●ボランティアセンターには、多くの施設・団体・個人から ボランティアの要請があります。また、さまざまな種類の ボランティアグループが登録しています。あなたに合った 活動を紹介します。



、 7月1日は『すみだ・ボランティアの日』

すみだボランティアまつり毎年開催

私たちがお手伝いします

すみだボランティアセンター

23 0 3 - 3 6 1 2 - 2 9 4 0

FAX 03 - 3610 - 0294

すみだボランティアセンター分館 マークーショウ

2303-5608-2940

FAX 03 - 5608 - 2944

在宅福祉 サービスに 興味がある! 【協力会員】

家事を 手伝ってほしい! 【利用会員】

会員制有料在宅福祉サービス『すみだハート・ライン21事業』

『すみだハート・ライン21事業』は、地域の皆さんにサービスの担い手「協力会員」になっていただき、日常生活で手助けを必要としている高齢の方や障害がある方、産前・産後の方などの「利用会員」に、家事援助を中心とした有料の在宅福祉サービスを提供しています。

【サービス内容】

- ●家事援助…掃除・洗濯・買い物・食事の支度など
- ●外出付添い

【サービスの提供日時】

毎日(土・日・祝日含む) 午前7時~午後8時

【利用料金】

1時間700~900円 *ほかに年会費1,000円が必要です

【謝礼金】

1時間800~1,000円

子育てを 支援したい! 【サポート会員】 子育てを 手伝ってほしい! 【ファミリー会員】

子育てを応援します

『すみだファミリー・サポート・センター事業』

『すみだファミリー・サポート・センター事業』は、地域の 皆さんに子育ての担い手「サポート会員」になっていただ き、子育ての援助を受けたい方「ファミリー会員」と共に、 地域で子育て活動を行っています。

【活動内容】

- ●保育園・学校などの送迎
- ●保護者の外出時の預かり等
 - *宿泊をともなう活動はできません
 - *病児・病後児を預かる活動はできません

【サービスの提供日時】

毎日(土・日・祝日含む)

【利用料金·謝礼金】

1時間800円~1,000円

*お子さん一人あたりの利用料です



車いすの短期無料貸出し 杖の支給(75歳以上)

お気軽にご相談ください

すみだハート・ライン21事業室

☎03-5608-8102

〈問合せ・相談〉月~金 午前9時~午後5時

在宅生活で お困りのときはこちらへ

「すみだハート・ライン21事業」 「すみだファミリー・サポート・センター事業」 「ミニサポート事業」

ちょっとした 困りごと 手伝います! 【協力員】

ちょっとした 困りごとを 手伝ってほしい! 【利用者】

ちょっとした困りごとをお手伝いします 『ミニサポート事業』

『ミニサポート事業』は、高齢の方や障害のある方の、日常 生活でのちょっとした困りごとを、地域の協力員が訪問し てお手伝いします。

【サービス内容】

専門的な技術を必要としないもので概ね30分以内で 終了する継続性のない軽易なもの

電球・蛍光灯の交換、小さな家具の移動、体調を崩した時の近所への買い物 など

【サービスの提供日時】

毎日(土・日・祝日含む) 午前7時~午後8時

【利用料金·謝礼金】

30分間400円

お気軽にご相談ください

すみだファミリー・サポート・センター事業

☎03-5608-2020

〈問合せ・相談〉月~金 午前9時~午後5時

お気軽にご相談くださり

ミニサポート事業

ミニニ ヨロシク

203-5608-3246

安心して暮らせるように

「すみだ福祉サービス 権利擁護センター」

成年後見制度のことをもっと知りたい!

成年後見制度利用支援【相談無料】

成年後見制度に関する情報提供や相談、親族後見人の 支援などを行っています。成年後見制度のことでご不明 な点がありましたら、ご相談ください。

困ったことが起きた!

弁護士による法律相談【相談無料/要予約】

毎月第3木曜日 午後1時半~4時半

- ●判断能力が十分ではない方とその関係者からの相談
- 親族後見人からの相談
- ■福祉サービスを利用している方からの苦情に対する法 律的な助言

苦情をきいて!

福祉サービスに関する苦情受付【相談無料】

福祉サービス利用者の苦情を受付け、必要に応じて弁護士などの専門家による『すみだ福祉サービス苦情調整委員会』により、苦情解決へ向けて事業者との調整を行います。

*介護保険についての苦情は、国民健康保険団体連合 会や墨田区役所介護保健課が受付けます。

資金でお困りの方へ

「生活福祉資金貸付事業」 「応急小口資金貸付事業」 「ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業」

福祉の契約を手伝って!

福祉サービス利用援助 (地域福祉権利擁護事業)【有料サービス】

判断能力が十分ではない方に、次のお手伝いをします。

- ●福祉サービスの利用方法や手続などの相談
- ●日常生活に必要な預貯金の払戻し、公共料金などの 支払
- ●日頃使わない大切な書類の保管

信頼できる後見人がいない!

法人後見事業【有料サービス】

センターは社会福祉法人として後見人になることができます。法人として行うので、長期間の寄り添う支援ができます。

地域に何か貢献したい!

市民後見人の養成・支援

判断能力が十分でない方の生活を支える担い手として、 市民後見人の養成を行っています。地域の方を支えるボ ランティアとして、活動しませんか?

募集時期についてはお問合せください。

お気軽にご相談くださり

権利擁護担当

フ ク シのワ

27 03 - 5655 - 2940

〈問合せ・相談〉月~金 午前9時~午後5時

低所得者、高齢者、障害者、離職者、ひとり親世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする事業です。



福祉資金担当

2 03 - 3614 - 3902

墨田区社会福祉協議会のごあんない

すみだボランティアセンター

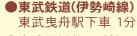
〒131-0032 墨田区東向島二丁目17番14号 1階 墨田区社会福祉協議会(代表電話)

1階 すみだボランティアセンター

2階 すみだ福祉サービス権利擁護センター

権利擁護担当 TEL 03-5655-2940 FAX 03-3612-2944 TEL 03-3614-3902 FAX 03-3612-2944

福祉資金担当



TEL 03-3614-3900 FAX 03-3610-0294

TEL 03-3612-2940 FAX 03-3610-0294

●京成電鉄(押上線) 京成曳舟駅下車 5分

●都バス(里22) 日暮里駅~亀戸駅前 東向島広小路下車 6分

●都バス(草39) 金町駅前~浅草寿町(上野松坂屋前) 東向島一丁目下車 3分

●都バス(錦40) 南千住駅東口~錦糸町駅前 墨田区曳舟文化センター前下車 5分

●墨田区内循環バス 北西部ルート 曳舟文化センター下車 5分



● 福 祉 な ん で も 相 談 ●

「福祉に関する相談やサービスの担当窓口が分からない」「困りごとはあるけれど、どこへ相談すれ ばいいかわからない」という方のため、お話を伺い、内容を整理し、解決の方法を一緒に考えます。 また、関係する専門機関等を案内いたしますので、お気軽にご相談ください。【相談無料】

TEL 03-5655-2121

すみだボランティアセンター分館

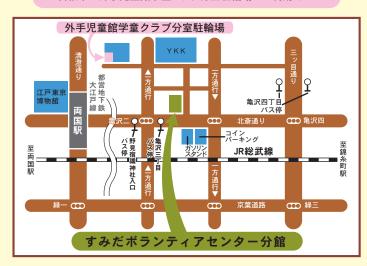
〒130-0014 墨田区亀沢三丁目20番11号 すみだボランティアセンター分館 事務局 すみだハート・ライン21事業室 すみだファミリー・サポート・センター ミニサポート事業

関根ビル4階

TEL 03-5608-2940 FAX 03-5608-2944 TEL 03-5608-8102 FAX 03-5608-2944 TEL 03-5608-2020 FAX 03-5608-2944

TEL 03-5608-3246 FAX 03-5608-2944

●分館には駐輪場と駐車場がありません。 自転車は外手児童館学童クラブ分室駐輪場をご利用ください。



● J R (総武線) 錦糸町駅下車 12分

- ●東京メトロ(半蔵門線) 錦糸町駅下車 12分
- J R(総武線) 両国駅下車 11分
- ●都営地下鉄(大江戸線) 両国駅下車 6分
- ●都バス(業10) 新橋~業平橋駅前 亀沢四丁目下車 2分
- ●墨田区内循環バス 南部ルート 亀沢三丁目下車 1分 野見宿禰神社入口下車 1分